

当会と山口県は 「災害時における被災者への民間賃貸住宅の 提供に関する協定」を締結致しました！

2014年7月31日、当会と山口県は「災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結致しました。全国では26番目の協定締結となります。当会からは川口会長及び原支部長（山口県支部）が出席し、締結式は執り行われました。

村岡知事は今回の協定締結において、「災害が起きた時に迅速に住宅が提供できる仕組みができたのは心強い。しっかり連携して災害が起きた時に迅速に対応できるように取り組んでいきたい」と明言されました。



協定書に署名される川口会長（手前）と村岡知事（奥）



川口会長（左）と村岡知事（右）

災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供等の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること

- (5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等

（雑則）

第8条 この協定は、平成26年7月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月31日

甲 山口県

山口県知事

村岡 嗣政

乙 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会 長

川口雄一郎